

第 19 回児童虐待防止対策協議会	資料 2－3
平成 28 年 11 月 10 日	

児童福祉法等改正を踏まえた児童相談所の取組について

平成 28 年 11 月 10 日
 全国児童相談所長会
 会長 桜山 豊夫

1 児相を取り巻く状況

①児童虐待対応件数の増加

全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数の増加

平成 27 年度 103,260 件（前年度比 16.1%増）

②児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の改正について

○子どもの権利保障の明確化

○児童相談所の体制強化 等

2 児童相談所の現状

①児童相談所の児童虐待対応の流れについて

別紙資料のとおり

②児童相談所の一時保護機能について

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童を一時保護することができる。ただし、2 か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 児童福祉法等改正法の施行に向けた課題

○児童相談所の専門性・組織体制の充実

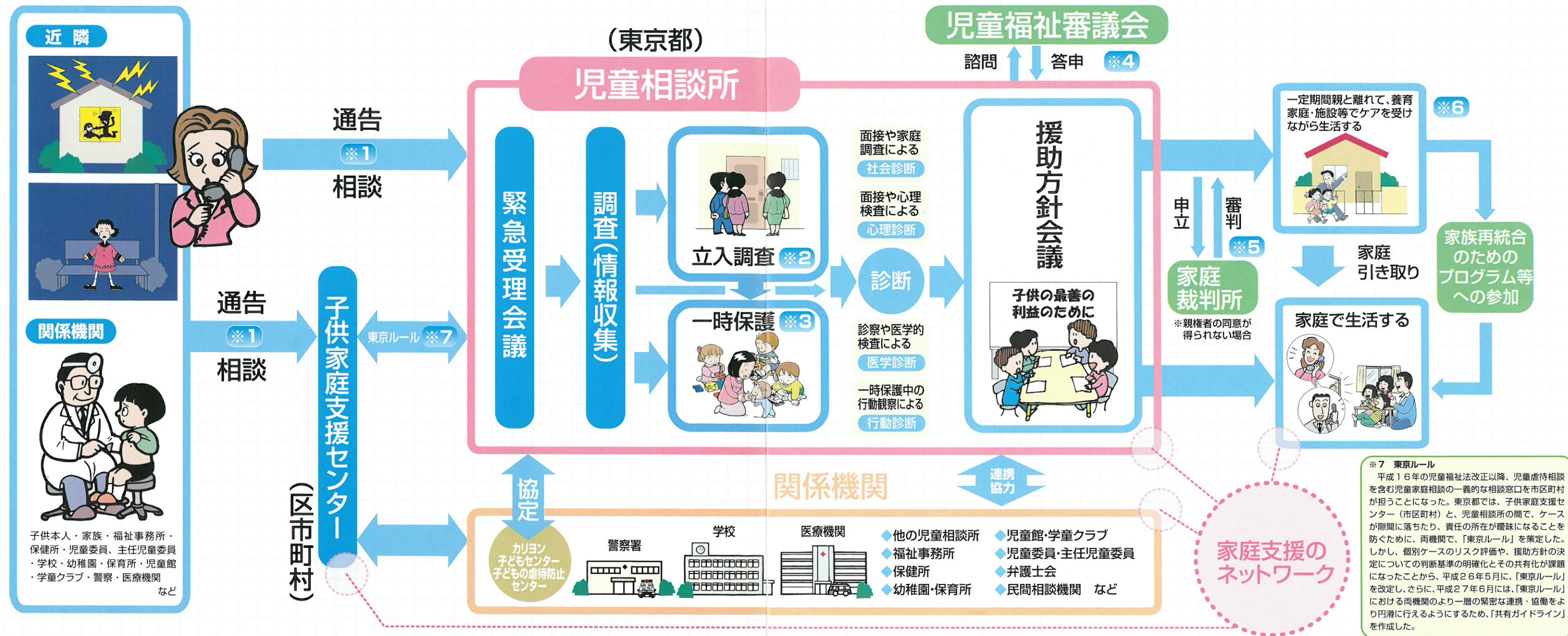
○一時保護機能の充実

○児童相談所の調査権の強化

○児童虐待対応における司法関与のあり方

○市区町村の体制強化 等

相談の流れ（虐待対応の場合）



法的対応と手続

※1 児童虐待の早期発見（虐待防止法 5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

※2 立入調査（虐待防止法 9条 児童福祉法 29条）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

※1 虐待発見者の通告義務（虐待防止法 6条 児童福祉法 25条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

※3 児童の一時保護（児童福祉法 33条）

児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童を一時保護することができる。ただし、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※4 児童福祉審議会の意見聴取（児童福祉法 27条）

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等にあたって、一定の場合（保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないとき等）には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※5 家庭裁判所の審判による施設入所（児童福祉法 28条）

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童の親権者等の意に反しても、児童相談所長が家庭裁判所の承認を得て、児童を児童養護施設等に入所させることができる。

親権喪失・親権停止・管理権喪失審判請求（民法834条、834条の2、835条、児童福祉法33条の7）

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を害するときは、家庭裁判所に親権停止や親権喪失の審判請求を行うことができる。また、児童相談所長は、父母の管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害する時は、家庭裁判所に管理権喪失の審判請求を行うことができる。

※6 面会・通信制限及び接近禁止命令（児童福祉法12条、12条の4）

児童相談所長又は施設長は、児童虐待を受けた児童について、一時保護又は施設入所措置がとられている場合に、児童虐待防止等のため、児童虐待を行った保護者について、面会・通信の制限を行うことができる。また、都道府県知事は、家裁の承認にもとづく入所措置がとられ、上記面会・通信の全部制限がされている場合、特に必要があると認められるときは、保護者に対して接近禁止を命令できる。